

「買取制度小委員会報告書（案）」に対する意見

[御意見]

- ・ **該当箇所**（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

18～19ページ 8. その他留意事項

- ・ **意見内容**

再生可能エネルギーの全量買取制度の目的として、地球温暖化対策等の観点から「低炭素社会と新たな成長の実現への貢献」が掲げられておりますが、本制度の導入により、環境に優しい輸送機関である鉄道に対して新たな負担が発生すれば、モーダルシフトの推進に逆行する等、本制度の目的と矛盾する結果を招きます。鉄道利用者の利便の増進を図る等環境に優しい交通体系を構築し、低炭素社会を実現するため、本制度の導入にあたり鉄道事業者に新たな負担が発生することのないように、制度設計をお願いいたします。

また、鉄道は、他の交通輸送モードと異なって電力多消費型産業であり、これに本制度による新たな負担を課することは交通モード間の公平性を損なうことになり、このような公平性の観点からも鉄道事業者に新たな負担が生じないようお願いいたします。

なお、今後の制度設計にあたり、貴省による説明会の実施等、民鉄各社の意見を聴取する場を設けていただきたい。

- ・ **理由**（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

- ①鉄道の環境優位性

鉄道は、国内旅客輸送量全体の29.0%（人キロベース）を占めていますが、二酸化炭素排出量はわずか3.4%に過ぎないこと、また、人キロ当たりのCO₂排出量が自家用自動車の9分の1であることから、民営鉄道の利用促進は、低炭素社会の実現に極めて有効な方策であること（なお、数値は2008年度国土交通省公表データによる）。

- ②地球温暖化対策基本法案における位置付け

公共交通機関の利用者の利便の増進等が、交通に係る温室効果ガスの排出の抑制のための施策として位置付けられていること。

※参考：地球温暖化対策基本法案 第18条（交通に係る温室効果ガスの排出の抑制）

国は、交通に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るため、自動車からの温室効果ガスの排出の抑制に資する自動車の適正な使用の促進及び道路交通の円滑化の推進、鉄道及び船舶による貨物輸送への転換等の貨物流通の効率化の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進その他の必要な施策を講ずるものとする。